

(資料3)

提案書に対する評価項目一覧

評価分類	評価項目	評価基準	配点	備考	定量・定性区分	様式	
財務体質等	自己資本比率の状況	経営の安定度を評価		※計算に使用した証拠書類を提出 ※自己資本÷総資本×100	定量評価	様式4	
		○50%以上	6点				
		○30%以上50%未満	3点				
		○20%以上30%未満	0点				
	流動比率の状況	○20%未満	-3点				
		短期的な支払能力を評価			※計算に使用した証拠書類を提出 ※流動資産÷流動負債×100	定量評価	様式5
		○150%以上	6点				
		○120%以上150%未満	3点				
	○100%以上120%未満	0点					
	過去3ヶ年の決算状況 (赤字の有無)	○100%未満	-3点				
		収益力を評価			※計算に使用した証拠書類を提出 ※過去3ヶ年の損益計算書の経常利益で評価	定量評価	様式6
		○赤字なし	3点				
		○3ヶ年のうち1ヶ年が赤字	2点				
	○3ヶ年のうち2ヶ年が赤字	1点					
	キャッシュフローの状況	○3ヶ年のうち3ヶ年が赤字	0点				
		営業キャッシュフローで評価			※計算に使用した証拠書類を提出 ※上場企業であるか否かにかかわらず、キャッシュフロー計算書を作成していれば、その内容を評価する。	定量評価	様式7
		○1億円以上	6点				
		○5,000万円以上1億円未満	4点				
	○1,000万円以上5,000万円未満	2点					
	固定長期適合率の状況	○0円以上1,000万円未満	0点				
○営業キャッシュフローが0円未満、または、上場企業でキャッシュフロー計算書を未作成		-2点					
長期の資産と長期の負債のバランスを評価				※計算に使用した証拠書類を提出 ※固定資産÷（自己資本＋固定負債）×100	定量評価	様式8	
○100%未満		4点					
○100%以上125%未満	2点						
○125%以上150%未満	0点						
有利子負債月商比率の状況	○150%以上	-2点					
	財務健全性を評価			※計算に使用した証拠書類を提出 ※有利子負債 ÷ 1月あたり売上高 ※「有利子負債」は、短期借入金、コマーシャルペーパー、長期借入金、社債、転換社債、新株引受付社債、受取手形割引高の合計。 ※「1月あたりの売上高」は売上高÷12ヶ月。 ※NPO法人等の公益法人については、「売上高」を「事業収益」に読み替えること。	定量評価	様式9	
	○3倍未満	3点					
	○3倍以上6倍未満	0点					
○6倍以上	-3点						
売上高経常利益率の状況	経営効率や収益性を評価			※計算に使用した証拠書類を提出 ※経常利益 ÷ 売上高×100 ※NPO法人等の公益法人については、「売上高」を「事業収益」に、「経常利益」を「評価損益等調整前当期経常増減額」に読み替えること。	定量評価	様式10	
	○20%以上	4点					
	○5%以上20%未満	2点					
	○0%以上5%未満	0点					
地域精通度	事業者の所在地	○0%未満	-2点				
		本店、支店、営業所等の所在地を評価			※市内又は府内における本店、支店、営業所の有無等	定量評価	様式11
		○市内に本店あり	6点				
		○市内に支店、営業所等あり	4点				
○府内に本店、支店、営業所等あり	2点						
市への社会貢献度	市との災害時応援協定等の締結による地域貢献の実績	○府内に本店、支店、営業所等なし	0点				
		災害時の応援等に係る市との災害時応援協定の締結の有無を評価			※災害時応援協定等を市と締結している事業者を評価。事業者の所属している団体が、市との協定等を締結しているときも評価の対象とする。	定量評価	様式12
		○協定締結あり	3点				
○協定締結なし	0点						
事業者の実績・能力	事業者の同種・類似業務の実績	事業者の同種・類似業務受託実績を評価		※「同種業務」とは、地方公共団体における人事給与等総務事務業務とする。 ※「同規模業務」とは、人口10万人以上の地方公共団体における人事給与等総務事務業務とする。 ※「類似業務」とは、地方公共団体以外（民間企業等）における人事給与等総務事務業務（人事業務、給与業務のいずれかのみでも可）とする。	定量評価	様式13	
		○同種かつ同規模以上の業務受託実績あり	18点				
		○同種かつ1/2以上の規模の業務受託実績あり	12点				
		○類似業務の業務受託実績あり	6点				
		○上記いずれも実績なし	0点				
配置予定従事者の実績・能力	配置予定従事者の保有する資格	業務を執行する上で有効な国家資格等の有無を評価		※「有効な国家資格等」とは、社会保険労務士、行政書士、情報セキュリティマネジメントとする。 ※証明書、合格証等を提出	定量評価	様式14	
		○資格あり	2点				
		○資格なし	0点				
	配置予定従事者の業務実績	同種・類似業務の実績の有無を評価		※「同種業務」とは、地方公共団体における人事給与等総務事務業務とする。 ※「類似業務」とは、地方公共団体以外（民間企業等）における人事給与等総務事務業務（人事業務、給与業務のいずれかのみでも可）とする。	定量評価		
		○責任者として同種業務に従事した実績あり	18点				
		○同種業務に従事していた実績あり	12点				
		○類似業務に従事していた実績あり	6点				
		○同種・類似業務に従事した実績なし	0点				
	配置予定従事者の業務内容に関する専門知識等	同種・類似業務内容に関する専門知識等の有無を評価		※「専門知識等」とは、「有効な国家資格等（社会保険労務士、行政書士、情報セキュリティマネジメント）」以外で本業務の遂行に必要な民間資格（FP2級以上、給与計算実務能力検定1級、MOS）とする。 ※証明書、合格証等を提出	定量評価		
○専門知識等あり		2点					
○専門知識等なし		0点					
研修体制	研修の実施	技術力向上のための研修の実施状況を評価	6点	※事業者内社員向けの研修を記載すること。 ※事業者独自の研修、外部での研修を問わないものとする。 ※警備業法に基づく法定研修は評価の対象としない。 ※報告書、受講修了証、レジュメ等で確認する。	定性評価	様式15	
	適正な履行確保のための研修計画	契約期間中の適正な業務履行確保のための研修計画の有無及び内容を評価	6点	※研修対象は現場の作業従事者とする。 ※事業者独自の研修、外部での研修を問わないものとする。 ※警備業法に基づく法定研修は評価の対象としない。	定性評価		

評価分類	評価項目	評価基準	配点	備考	定量・定性区分	様式
履行体制	適正な履行確保のための業務体制	仕様書に基づく作業計画書の作成と業務内容の評価	10点	※作業計画書と仕様書との適合性を評価する。	定性評価	様式16
品質保証への取組	品質マネジメントに関する取組状況	品質マネジメントに関する取組状況の評価		※登録証の写しを提出 ・ISO9001（品質マネジメントシステム） ※ISOについては公益財団法人日本適合性認定協会のHPを参照 ※入札告示日現在の取得状況とする。	定量評価	様式17
		○ISO9001の認証取得の有無	2点			
	苦情処理体制	苦情処理体制の整備状況の評価	4点	※苦情処理要領（マニュアル等）の有無、内容（役割分担、報告・指示及び結果報告系統、伝達方法の明記必須）	定性評価	様式18
福祉への配慮	就職困難者の雇用予定者数	就職困難者の新規雇用予定者数を評価		※「就職困難者」とは、ひとり親家庭の母親や60歳以上の高齢者で、働く意欲がありながらも、さまざまな要因により就労が妨げられている者をいう。 ※「雇用」とは、1週間当たりの労働時間が30時間以上の常用雇用をいう。ただし、1週間当たりの労働時間が、20時間以上30時間未満の短時間労働者は0.5人として換算する。（以下の項目において同じ。） ※市内居住者は、1人当たり2人分で換算する。1週間当たりの労働時間が20時間以上30時間未満の短時間労働者の場合は、1人分で換算する。（以下の項目において同じ。） ※雇用期間については、事案に応じて指定する。 ※本項目は、他の業務（施設）における取組も評価の対象とする。 ※雇用計画書を提出	定量評価	様式19
		○3人以上を新規雇用予定	3点			
		○2人以上3人未満を新規雇用予定	2点			
		○1人以上2人未満を新規雇用予定	1点			
		○1人以上の新規雇用予定なし	0点			
	障害者雇用率	障害者の雇用の促進等に関する法律により、雇用が義務づけられている事業者の障害者雇用率を評価		※「法定雇用率」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年法律第292号）第9条の障害者雇用率をいう。 ※「雇用が義務づけられている事業者」とは、常用雇用労働者数が障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第7条に定める数以上の事業者をいう。 ※障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項による障害者雇用状況の報告義務がある事業者（常用雇用労働者数が 人以上の事業者）については、障害者雇用状況報告書〔事業主控〕の写し（入札告示日の直前の6月1日現在のもの）を提出 ※重度障害者は、1人当たり2人分で換算する。1週間当たりの労働時間が20時間以上30時間未満の短時間労働者の場	定量評価	様式20
		○障害者雇用率4.6％（法定雇用率の2倍）以上	4点			
		○障害者雇用率2.3％（法定雇用率）以上％（法定雇用率の2倍）未満	2点			
	障害者の雇用予定者数	○障害者雇用率2.3％（法定雇用率）未満	0点			
		当該業務（施設）を活用した障害者雇用予定者数を評価		※雇用期間は、本委託業務の履行期間とする。 ※精神・身体障害者を雇用した場合は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第7条に基づく最低賃金の適用除外申請を行わないことを条件とする。 ※雇用計画書を提出	定量評価	様式21
		○2人以上を新規又は継続雇用予定	4点			
		○1人以上2人未満を新規又は継続雇用予定	2点			
男女協働参画の実現への取組	休暇休業等の取得状況	○1人以上の雇用予定なし	0点			
		育児休業、介護休業等の取得者率を評価		※取得者率（％）＝雇用者に占める取得者の割合 ※入札告示日以前（過去3年間）の取得者率を評価する。	定量評価	様式22
		○3％以上	3点			
		○2％以上3％未満	2点			
		○1％以上2％未満	1点			
		○1％未満	0点			
契約（業務）期間終了後の引継ぎ	契約（業務）期間終了後の引継ぎ	契約（業務）期間終了後の引継ぎに関する提案について評価	10点	※提案内容の具体性及び妥当性を評価する。 ※提案書を提出	定性評価	様式23
情報保護に関する取組	個人情報保護に関する取組状況	個人情報保護に関する取組状況の評価	6点	※提案書、個人情報保護方針・マニュアル等、個人情報関連の資格認証の写し・登録証の写し等を提出	定性評価	様式24
	情報セキュリティに関する取組状況	情報セキュリティ保護に関する取組状況の評価		※登録証の写しを提出 ・ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム） ※ISOについては公益財団法人日本適合性認定協会のHPを参照 ※入札告示日現在の取得状況とする。	定量評価	様式25
		○ISO27001の認証取得の有無	3点			
地域経済への波及効果	市内居住者の雇用	当該業務を活用した市内居住者の新規雇用予定を評価	4点	※雇用計画書を提出	定性評価	様式26
特定提案等	特定テーマに係る提案	以下の項目の提案を評価する ・配置予定従事者が退職等により欠けた場合等、緊急時における従事者確保及び人員配置にかかる方策 ・当該業務を適正かつ確実に実施するための方策 ・職員に対する接遇・クレーム対応等、サービス向上のための独自方策 ・DXを活用した人事給与関係総務事務の効率化の提案	54点	※提案書により確認 ・緊急時における従事者確保及び人員配置にかかる方策の提案について、従事者確保等にかかるプロセス等が具体的に提案できているか。 ・当該業務を適正かつ確実に実施するための方策の提案について、提案した方策の業務プロセスの効率性、リスク管理の方法等が具体的に提案できているか。 ・職員に対する接遇・クレーム対応等、サービス向上のための独自方策の提案について、サービス向上に繋がる具体的な方策が提案できているか。 ・DXを活用した業務の効率化と職員の利便性向上の提案ができているか。	定性評価	様式27
合計			200点			